

お申込方法

1. 前年からお加入されている方

(今年度からOB団体に移行される方は2.へ。)

①前年とご加入内容に変更のない方：自動継続方式

前年からお加入されている方(既加入者)は、ご加入内容に変更のない場合、「加入申込票」のご提出は不要です。

<自動継続の取扱いについて>

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

②ご加入内容の変更、被保険者の追加・削除をご希望の方

ご加入内容の変更を希望される方は、申込締切日までに「加入申込票」をご提出ください。

③ご継続されない方

ご継続を希望されない方は、加入申込票の「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、申込締切日までに「加入申込票」をご提出ください。

2. 新しくご加入される方、今年度からOB団体に移行される方

「加入申込票」「口振依頼書」にご記入・ご署名のうえ、申込締切日までに提出ください。

※今年度からOB団体に移行される方につきましては、前年からお加入の場合でも「加入申込票」を必ずご提出ください。なお、現役でケガと病気コースにご加入されている方で保険金額を増額しない場合は告知不要となります。

加入申込票提出先：住化不動産株式会社 保険事業部

((お問合わせはお気軽に!))



《ご連絡・お問合わせ先》

代理店・扱者

住化不動産株式会社 保険事業部

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-17 住化不動産横堀ビル

大阪 TEL: 06-6220-3010 FAX: 06-6220-3267

東京 TEL: 03-6837-9001 FAX: 03-6837-9004

愛媛 TEL: 0897-37-1825 FAX: 0897-37-1812

ハリマ TEL: 079-435-6070 FAX: 079-430-2152

大分 TEL: 097-523-1238 FAX: 097-523-1186

千葉 TEL: 0436-61-4593 FAX: 0436-61-4599

フリーダイヤル 0120-122-043

メールアドレス hoken@sumika-fudosan.co.jp

ホームページ <https://www.sumika-fudosan.co.jp>

スマートフォンの方はこちら

メールでのお問合わせは
こちらから



ホームページは
こちらから



■引受保険会社 / 三井住友海上火災保険株式会社

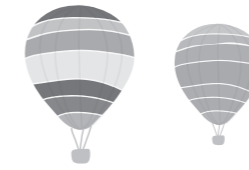
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL: 03-3259-6665

A23-100455 承認年月: 2023年6月

2023年度

住友化学グループOBの皆さまへ

《団体保険のご案内》



万一のケガや病気に備えるために!

ケガと病気の保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

住友化学グループ団体保険はメリットがたくさん!
詳しくは中面をご覧ください!



25%割引!



ご家族も
加入できます!



入院は
1日目から補償!



簡単な告知で
加入できます!



保険期間

2023年10月1日午後4時から 2024年10月1日午後4時まで

※保険期間の途中でも毎月1日付けて加入いただけます。

申込締切日

2023年8月15日(火)

保険料の
払込方法

2023年12月26日に、ご指定の口座より
引き落としいたします。(年払)


住友化学株式会社

[代理店・扱者]住化不動産株式会社

今年度の主な改定のポイント


- 改定1** すべての基本セットに「熱中症危険補償特約」がセットされます!
- 改定2** 携行品損害の補償を拡大し、補聴器も補償の対象としました!
- 改定3** 健康に関する告知事項を改定し、告知内容やお引受条件が簡素化されました!
- 改定4** 特定感染症補償特約を廃止しましたので、F3セットにご加入の方はF2セットへ、G3セットにご加入の方はG2セットへ自動読み替えいたしました!

補償
範囲



ケガ

入院	手術	通院	死亡・後遺障害
○	○	○	○



病気

入院	手術 放射線治療	退院後の 通院
×	×	×

+

オプション

携行品損害

日常生活賠償


先進医療費用

INDEX	
■ケガのみコース(個人型)(夫婦型).....	p3
■ケガと病気コース(個人型).....	p4
オプション.....	p5
被保険者の範囲について.....	p6
加入申込票 記入例.....	p7~p8
健康状況告知書質問事項.....	p9
健康状況告知書ご記入のご案内.....	p10~p12
ご加入内容確認事項.....	p12
ご契約者さま専用ページ 登録方法のご案内.....	p13~p14
請求手続きについて.....	15p
生活サポートサービス.....	16p
保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない主な場合.....	p17~p23
重要事項のご説明.....	p24~p26
ご注意いただきたいこと/~万一事故にあわれたら ~請求手続きについて.....	p27
個人情報の取扱いについて.....	p28
お申込方法.....	裏表紙

今、あなたに必要な補償は? 加入例をご紹介します。

迷ったときにはまず...

ケガと自転車等での賠償事故をカバー



62才

+

**ケガのみ
コース**
個人型

+

日常生活賠償
U3×1口=1,210円

=


合計保険料(年払)

16,160円

熱中症も補償します!
(傷害死亡保険金を除く)

自転車に乗られる方には...

低廉な保険料でご自身のケガへの備えと、賠償事故をカバー!!



61才

+

**ケガのみ
コース**
個人型

+

日常生活賠償
U3×1口=1,210円

=

合計保険料(年払)


4,200円

自転車による高額な賠償事故が増えています
万が一、加害者になったときの備えも大切です!

各自治体の条例により、自転車を利用される方は、保険等への加入が求められています。

家族をしっかりと補償したい!

ケガのみの補償の場合、夫婦型のセットもございます!



夫・65才
妻・64才

+

**ケガのみ
コース**
夫婦型

+

携行品損害
T2×1口=1,430円

+

日常生活賠償
U4×1口=1,210円


=

合計保険料(年払)

30,240円

G2セット×5口=27,600円

年令を重ねるごとに病気のリスクは高くなります。病気補償にもしっかりと備えましょう!



60才

+

**ケガと病気
コース**
個人型

+


先進医療費用
Y1×1口=650円

=

保険料(年払)

28,430円

F1セット×3口=27,780円



57才

+

**ケガと病気
コース**
個人型

+

先進医療費用
Y1×1口=650円

=

保険料(年払)

22,370円

F1セット×3口=21,720円

合計保険料(年払) **50,800円**

ケガと病気の保険

基本セット

<団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)>

基本セット ケガのみコース 個人型

■保険料と保険金額 < 1口あたり・5口限度 >

セット名	F2
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度 (お支払対象期間 1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度 (お支払対象期間 180日まで) 1日につき 600円

年払保険料 2,990円

- 上記セットには天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされており、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
- 上記セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

熱中症も
補償します!



基本セット ケガのみコース 夫婦型

■保険料と保険金額 < 1口あたり・5口限度 >

セット名	G2
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度 (お支払対象期間 1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度 (お支払対象期間 180日まで) 1日につき 600円

年払保険料 5,520円

- 上記セットには天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされており、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
- 上記セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

【夫婦型】では、加入申込票の被保険者本人氏名欄にお名前をご記入された方(記名被保険者本人)の配偶者の方も自動的に補償の対象者(※)となります。加入申込票に記名被保険者本人の配偶者のお名前をご記入いただく必要はありません。(※)被保険者の範囲は記名被保険者本人、配偶者です。ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

熱中症も
補償します!



POINT

▶ケガ・病気を問わず補償します!

ただし、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金は、事故によるケガの場合のみ補償します。

▶短い入院でもお役に立ちます! 日帰り入院から保険金をお支払いします!

基本セット ケガと病気コース 個人型

■保険料と保険金額 < 1口あたり・5口限度 >

セット名	F1
病気で入院したとき 疾病入院保険金	180日限度 (お支払対象期間 1,095日まで) 1日につき 1,000円
病気で手術したとき 疾病手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額の20倍 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額の5倍
病気で通院したとき 疾病通院保険金	30日限度 (お支払対象期間 180日まで) 1日につき 600円
病気で放射線治療を受けたとき 疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度 (お支払対象期間 1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度 (お支払対象期間 180日まで) 1日につき 600円

熱中症も
補償します!

満年齢	年払保険料	満年齢	年払保険料
生後15日～4才	4,140円	45～49才	5,150円
5～9才	3,850円	50～54才	5,990円
10～14才	3,410円	55～59才	7,240円
15～19才	3,450円	60～64才	9,260円
20～24才	3,750円	65～69才	12,710円
25～29才	4,150円	70～74才	17,520円
30～34才	4,510円	75～79才	26,380円
35～39才	4,590円	80～84才	38,840円
40～44才	4,640円	85～89才(継続のみ)	42,940円

※疾病通院の補償は疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合に限りです。

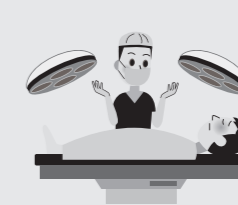
- 上記セットには天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされており、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
- 上記セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
- 「ケガと病気コース」の被保険者としてご加入いただける方は、6ページ記載の被保険者(補償の対象者)となれる方に加え、保険期間の開始時点(2023年10月1日)で生後15日以上84才以下の方かつ、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限りです。(最長89才までご継続いただけます。)



自転車で転んでケガをした



病気で入院した



病気で手術を受けた



日射または熱射により
身体の障害を被った

前述の **基本セット** にプラスして

+ 下記 **オプション** にご加入いただけます。

※先進医療費用のみ、ケガのみコース(個人型)とケガと病気コース(個人型)にご加入の方に限ります。

ご注意 オプションのみのご加入はできません。

ニーズに合わせて
ご加入いただけます。



日常生活賠償<個人型・夫婦型>

示談交渉サービス付
(日本国内のみ)

例えばこんなとき
お役に立ちます



風呂をあふれさせ、階下
の他人宅を水浸しにした



自転車に乗っていて、
他人にケガさせた

基本セットと同じ型
(個人型・夫婦型)
をご選択ください。

■保険料と保険金額<1口限度>
<個人型> <夫婦型>

セット名	U3	U4
日常生活賠償保険金	1億円(限度)	1億円(限度)
年払保険料	1,210円	1,210円

ご存知
ですか?

各自治体の条例により、自転車を利用される
方は、保険等への加入が求められています。

【条例:施行自治体】

義務 / 大阪府・愛媛県・大分県・福岡県・兵庫県・京都府・
奈良県・東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県 他
努力義務 / 北海道・茨城県 他
(令和5年4月1日現在)

実際に自転車の
高額賠償事故が起こっています!



高額な賠償判決の事例

判決
認容額* 約 **9,500**万円

(神戸地方裁判所2013年7月4日判決)

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命
じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等によ
り、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車で坂を下っている
際に女性と衝突。被害
者は意識が戻らない
状態になった。

携行品損害<個人型・夫婦型>

例えばこんなとき
お役に立ちます



外出先で誤って
カメラを落として
壊した



旅行中、トランクをぶ
つけ壊れてしまった



外出先でメガネ、補聴器
を落として壊した

■保険料と保険金額<1口限度>
<個人型> <夫婦型>

セット名	T1	T2
携行品損害保険金 (免責3,000円)	20万円(限度)	20万円(限度)
年払保険料	1,190円	1,430円

基本セットと
同じ型(個人
型・夫婦型)
をご選択
ください。

先進医療費用<個人型>

- 公的医療保険の対象外となる、先進医療にかかる費用(技術料)等を補償する特約です。
- 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

■保険料と保険金額<1口限度>
<個人型>

セット名	Y1
先進医療費用保険金	1,000万円(限度) (交通費・宿泊費を含みます)
年払保険料	650円

先進医療費用保険金補償特約に加入される場合、
「ケガのみコース」にご加入の方でも健康に関する
告知が必要です(既に「ケガと病気コース」に加入さ
れている方でも、再度告知が必要になります)。

<ご注意>再告知された場合、先進医療費用部分だけではな
く基本補償についても再告知された内容が適用さ
れます。詳細は9~12ページをご覧ください。

●携行品損害・日常生活賠償・先進医療費用オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約
以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補
償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいづれ
か一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認
し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

被保険者(補償の対象者)の範囲について

基本セット

- ①【個人型】 加入申込票に**記名された方1名**が被保険者(補償の対象者)となります。
被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、住友化学株式会社およびそ
のグループ会社を退職された方、およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉
妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ②【夫婦型】 加入申込票に「**被保険者本人**」として**記名された方(記名被保険者)本人に加え**、保
険金支払事由発生時において本人の**配偶者の方も自動的に被保険者(補償の対象
者)となります**。
被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、住友化学株式会社およびそ
のグループ会社を退職された方、およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

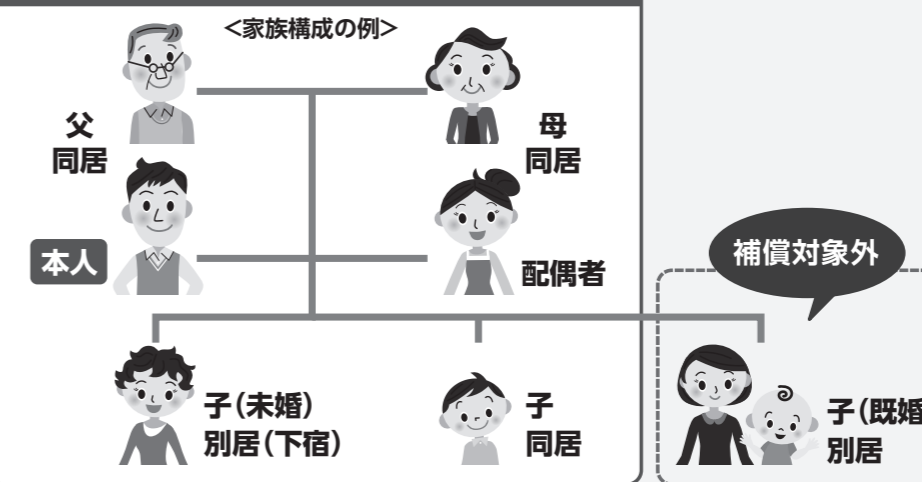
オプション

日常生活賠償(【個人型】、【夫婦型】共通)

加入申込票に「**被保険者本人**」として**記名された方(記名被保険者)本人に加え**、保険金支払事由
発生時において**次の関係の方が自動的に被保険者(補償の対象者) (*)**となります。

- a) 本人の配偶者
- b) 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族(注1)
- c) 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚(注2)の子

日常生活賠償の被保険者(補償の対象者)の範囲



(※)
被保険者(補償の対象
者)が責任無能力者
である場合には、その責任無
能力者の親権者、法定監
督義務者および監督義
務者に代わって責任無能
力者を監督する方(責任
無能力者の6親等内の血
族、配偶者および3親等
内の姻族に限り、)を
被保険者とします。

(注1) 「親族」とは、被保険者本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

携行品損害

- ①【個人型】 加入申込票に**記名された方1名**が被保険者(補償の対象者)となります。
- ②【夫婦型】 加入申込票に「**被保険者本人**」として**記名された方(記名被保険者)本人に加え**、保
険金支払事由発生時において本人の**配偶者の方も自動的に被保険者(補償の対象
者)となります**。

先進医療費用

加入申込票に**記名された方1名**が被保険者(補償の対象者)となります。なお、ケガのみコース(夫
婦型)にご加入されている場合は加入ができませんので、ご注意ください。

加入申込票 記入例【ケガと病気の保険】

すでにご加入の方については

「加入セット選択欄」には、前年ご加入のセットが表示されています。セット変更の場合は、変更箇所を＝(二重線)で訂正し、変更内容を記載してください。また、その他の印字されている内容に変更がある場合も同様に訂正ください。特に変更・訂正のお申し出がない場合は、前年ご加入のセットにて自動継続させていただきますのでご提出不要です。

記入を誤った場合

訂正箇所を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。
※告知質問事項、告知日、署名欄のいずれかを訂正する場合は、二重線で抹消し、訂正署名(または訂正印を押印)のうえ、正しい内容をご記入ください。

記入日を必ずご記入ください。

記載内容に間違いがないことをご確認のうえ、フルネームでご署名をお願いします。

告知欄の質問③については回答不要です。

<F1セット(ケガと病気のコース) Y1セット(先進医療費用補償特約)を新規にご加入される方、および補償内容を変更(増額)される方>

P9～10の「健康状況告知書質問事項」をご参照いただき、健康状況告知書質問事項回答欄の質問①～②にご回答ください。

※ご記入後、「告知者ご署名欄」に日付を記入のうえ必ず被保険者ご本人がご署名ください。

※ケガのみコースと合わせてご加入の場合でも、必ず告知が必要です。

生年月日は必ずご記入ください!

2023年10月1日時点での満年齢をご記入ください。

職業・職種欄もご記入ください。職種コードは裏面、「職種コード一覧」をご参照ください。

他の保険契約、保険金請求歴があればご記入ください。

住友化学OB「ケガと病気の保険」団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入申込票兼健康状況告知書

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

住所 〒540-8677 大阪市中央区北浜1-2-3

申込人名 ミツシミ タロウ 三住 太郎

加入申込日 令和5年7月22日

手続区分 新規に加入する

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

氏名 ミツシミ タロウ 三住 太郎

生年月日 28年9月1日

年齢 70歳

性別 男

職業名 ジムジュージヤ

職種コード 11

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。

331 特記事項

ご記入にあたって

合計保険料 (一百分) 前年合計保険料 (一百分)

令和 年 月 日

いずれか該当する箇所に○をお願いします。

被保険者が満15才未満の場合
告知時において被保険者が満15才未満の場合は、親権者の方が被保険者の健康状況について告知いただき、「親権者」とご記入の上、ご署名ください。

合計保険料をご記入ください。

加入申込票「職業・職種欄」該当職種名一覧「ご職業欄」にご記入の際には、下記一覧ご参考の上ご記入ください。

01 技術者(技師、監督を含む)	31 農林業作業	61 金属製品加工作業
02 教員	36 漁業作業	62 電気機械器具組立・修理作業
03 保健医療従事者	41 採鉱・採石作業	63 輸送機械組立・修理作業
04 芸術家、芸能家	51 自動車運転者(助手を含む)	64 計器・光学機械器具組立・修理作業
05 職業スポーツ家	52 船舶関係従事者(漁業船以外の船舶乗船者)(モーターボート競争選手を除きます。)	65 その他の機械組立・修理作業
06 その他の専門的職業従事者	53 航空関係従事者	
11 事務従事者		
21 販売従事者		

※該当する職種がご不明な方は、代理店・扱者までご連絡ください。

66 製糸・紡績作業	74 飲食品製造作業
67 裁断・縫製作業	75 化学製品製造作業
68 木・竹・つる製品製造作業	76 建設作業
69 パルプ、紙、紙製品製造作業	77 装置機関・機械および建設機械運転作業
70 印刷・製本作業	78 電気作業
71 ゴム・プラスチック製品製造作業	79 その他の技能工・生産工程作業
72 革・革製品製造作業	81 保安職業従事者
73 窯業・土石製品製造作業	

ケガと病気の保険
被保険者の範囲について
加入申込票記入例
ご記入のご案内
健康状況告知書質問事項
疾病・症状一覧表
登録方法のご案内
請求手続きについて
生活サポートサービス
保険の概要
重要事項のご説明

健康状況告知書質問事項 | 団体総合生活補償保険 (MS & AD 型)

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「F1・Y1セット」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。^(*)
- (※)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ[*] ●正常分娩 <p>※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</p>
-----------------	---

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。 質問③については回答不要です。
 質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等[*]は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等[*]をすすめられている。</p> <p>②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。</p> <p>※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査[*]・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」</p> <p>※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群※1については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード※2からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

団体総合生活補償保険 (MS & AD 型)

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。
 (*)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長、入院のみ補償特約の削除、病気を補償する特約の追加等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○：あり、×：なし)	回答が必要な質問事項(○：回答要、×：回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
 (*）お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
先進医療費用 保険金 補償特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。告知署名も忘れずにご記入ください。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記載のある疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系の疾患	A0	心臓弁膜症 [※] 、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 <small>※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。</small>
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動脈奇形(脳動脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 <small>※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。</small>
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖 器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器 系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万が一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。
 また、訂正を行った箇所については必ず訂正署名(訂正印)をお願いいたします。(詳しくは7~8ページ(記入例ページ)をご確認ください。)

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプ(夫婦型G2・T2セット)をお申込みの場合のみ」をご確認ください。
 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプ(「ケガと病気コース」F1セット・「先進医療費用オプション」Y1セット)をお申込みの場合のみ」をご確認ください。
 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償の内容の変更 など)
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合



ご契約者さま
専用ページ

登録方法のご案内

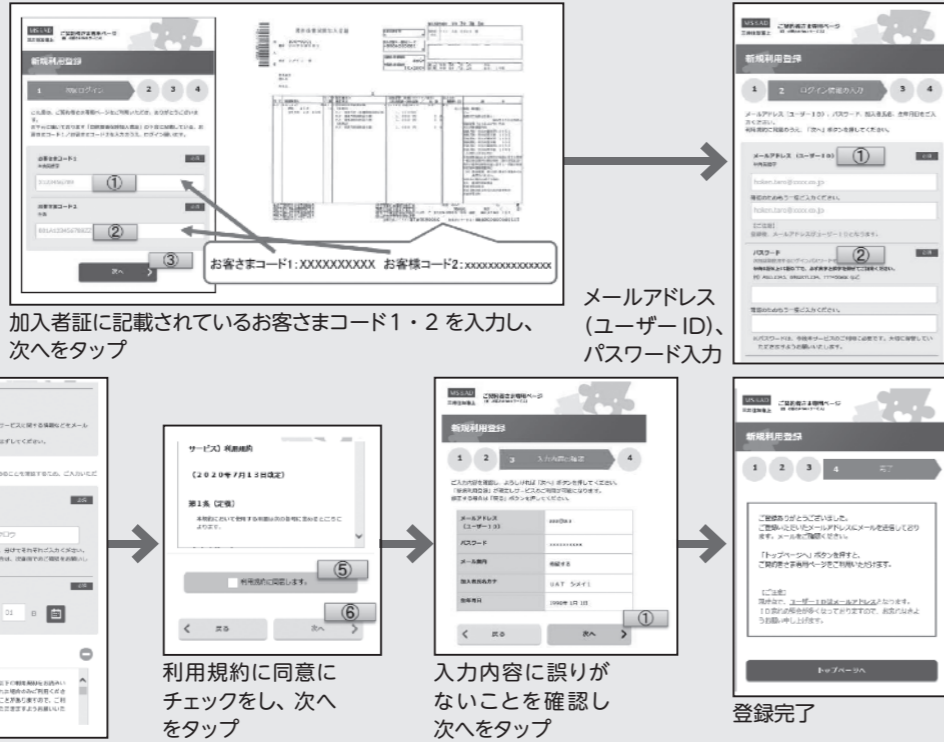
ご登録内容がWEBで確認できるようになりました。

〈ご登録方法〉

ご契約者さま専用ページに未登録の場合



QRコード読みとり
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



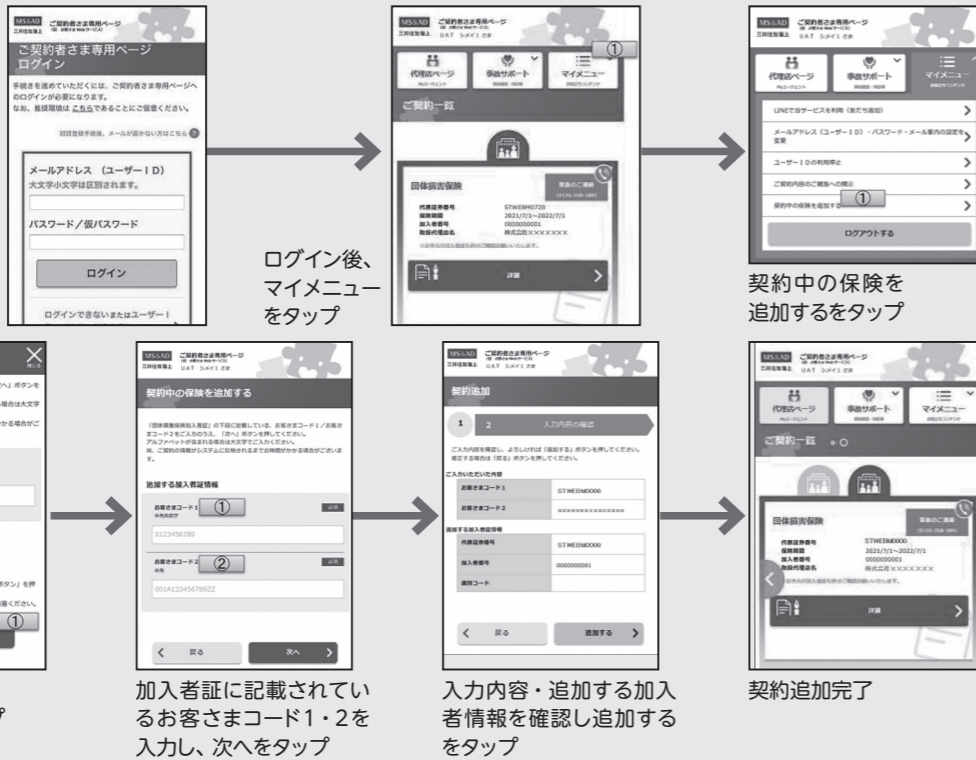
加入者氏名、生年月日を入力

※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。

ご契約者さま専用ページに登録済の場合



QRコード読みとり、ご契約者さま専用ページへ
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



(注)スマートフォンにQRコードリーダー機能がない場合は、三井住友海上オフィシャルサイトからご登録ください。
(注)QRコードは横デンソーウェブの登録商標です。(注)画面は予告なく変更になることがあります。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

「ご契約者さま専用ページ」のご利用方法・操作に関するお問い合わせ

インターネットデスク TEL: 0120-168-321 (無料)

受付時間: (月～金) 9:00～17:00 ※土日、祝日、年末年始は休業させていただきます。

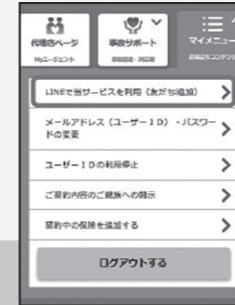
LINEをご利用のお客さまには、当社公式アカウントとの連携をオススメします!

LINEを使って便利につながる

LINEとつながると何ができるの?

- ① ID・パスワードを入力する必要がなく、ご契約者さま専用ページをご利用できます。
- ② LINEアプリに表示のメニューボタンをタップするだけで、契約内容や自動車事故対応経過のご確認ができます。

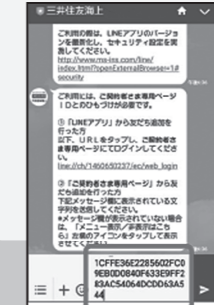
ご契約者さま専用ページにログインし、マイメニューから「LINEで当サービスを利用(友だち追加)」をタップします。



「友だちリストに追加」を行い、認証画面で「同意する」をタップします。



自動的に表示される英数字の文字列をそのまま送信します。



完了

●注意事項

画面は予告なく変更になることがあります。インターネット利用にともなう通信費用はお客さまのご負担となります。本サービスは、スマートフォンでご利用ください。(PC・タブレットでは、一部ご利用いただけないメニューがございます。)

●動作環境

- OS Android: 5 以上
iOS: 12 以上
- ソフトウェア Adobe Reader
- ※機種によっては画面イメージが異なる場合があります。
- LINEバージョン: 最新化してください。

●サービス休止等

- ・24時間365日稼働[®]します。
- ※システムメンテナンス時間(不定期)を除きます。
- ・個人情報保護のため、一定時間ご利用(ログイン)がない場合、ご利用を停止させていただきます。



引受ガイドラインのご案内

住友化学グループの団体保険制度を魅力ある福利厚生制度として永続的に維持、発展させていくために、引受ガイドラインを設けております。

内容	引受ガイドライン
モラルリスク ・飲酒運転等法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引き受けできません。
著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合	事故の発生状況や保険金請求の内容によっては、現在の加入口数の制限などを実施し、お客様のご希望に沿えない場合がございます。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、23ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額の全額】 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病氣*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合)には、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●21ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●21ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額】×約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	【傷害入院保険金日額】×【傷害入院の日数】 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合…【傷害入院保険金日額】×【10】 ②①以外の手術の場合…【傷害入院保険金日額】×【5】 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

《基本セット》ケガのみコース・ケガと病氣コース

※印を付した用語については、23ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	【傷害通院保険金日額】×【傷害通院の日数】 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 21ページ (☆)参照	保険期間の開始後*に発病*した病氣*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	【疾病入院保険金日額】×【疾病入院の日数】 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病氣*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病氣* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病氣* ●精神障害*およびそれによる病氣* ●戦争、その他の変乱*、暴動による病氣(テロ行為による病氣は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病氣* ●妊娠または出産(「療養の給付」等*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病氣* (注)保険期間の開始時*より前に発病*した病氣*については、保険金をお支払いしません。ただし、病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病氣を発病した時が、その病氣による入院*を開始された日*からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 21ページ (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病氣の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合…【疾病入院保険金日額】×【20】 ②①以外の手術の場合…【疾病入院保険金日額】×【5】 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 21ページ (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病氣の治療*のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 【疾病入院保険金日額】×【10】 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(注)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など

《基本セット》ケガと病氣コース

次ページへつづく

ケガと病氣の保険

オプション

加入申込票記入例

ご記入のご案内

健康状況告知書質問事項

疾病・症状一覧表

ご記入内容確認事項

登録方法のご案内

請求手続きについて

保険の概要

重要事項のご説明

※印を付した用語については、23ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 21ページ (☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病した場合は、疾病通院保険金を重ねてお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気を含まず。))によって再度疾病入院に該当した場合は、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病した場合は、疾病通院保険金を重ねてお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気を含まず。))によって再度疾病入院に該当した場合は、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前ページからのつづき (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 (*5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(※2)をいいます。ただし、21ページの「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。 (注2)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	$\text{損害の額} - \text{免責金額}^{\text{※1}}$ (注1)損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族の故意による損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 ●21ページの「補償対象外となる主な「携行品」」の損害

※印を付した用語については、23ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立ってしまったり等が原因で電車等(※1)を運行不能(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \times \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}$ -被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等(※1)の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガまたは病気の治療のため、保険期間中に日本国内において先進医療(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の時がご契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ③ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日のご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、(注)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含まず。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用(※) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(泊につき1万円限度) (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病した病気を発病した病気に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日のご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

ケガと病気の保険 オプション 加入申込票記入例 ご記入のご案内 健康状況告知書質問事項 疾病・症状一覧表 登録方法のご案内 請求手続きについて 生活サポートサービス 保険の概要 重要事項のご説明

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気[※]を補償する加入タイプに継続加入の場合、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」	
補償対象外となる運動等	<p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p style="text-align: center;">その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
補償対象外となる職業	<p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p style="text-align: center;">その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
補償対象外となる主な「携行品」	<p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p style="text-align: right;">など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [※] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(基本セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [※] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・ 先進医療費用保険金
熱中症危険補償特約(基本セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約(基本セット)	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害 [※] が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
夫婦型への変更に関する特約(G2セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(F1セット)	疾病手術保険金について、入院 [※] 中に受けた手術 [※] の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

【ご注意いただきたいこと】

- <団体割引等について>
前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- この保険は住友化学株式会社が発行する団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は住友化学株式会社およびそのグループ会社を退職された方に限ります。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

- <ケガの補償> 保険金、解約返れい金等は100%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されません。
 - <病気の補償> 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されません。
 - <上記以外の補償> 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
 - お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
 - <税法上の取扱い> (2023年5月現在)
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみコース」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※控除証明書は、加入者証に同封されます。

～万一事故にあわれたら～請求手続きについて

三井住友海上へのご連絡は



三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)



事故受付 24時間365日

事故は いち早く

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っていた事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)を終えて保険金をお支払いします。^(*)
(*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(*) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(*) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
引受保険会社所定の保険金請求書／引受保険会社所定の同意書／事故原因・損害状況に関する資料／被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)／引受保険会社所定の診断書／診療状況申告書／公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書／死亡診断書／他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類／損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類／引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- <示談交渉サービス>
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- <示談交渉を行うことができない主な場合>
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- オプション[携行品損害補償特約]の保険金のお支払対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
- <代理請求人について>
●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*) 法律上の配偶者に限ります。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。



MEMO

A large grid area for writing a memo on page 29.



MEMO

A large grid area for writing a memo on page 30.